

# 学術会議への権力介入の 現段階

2025年8月3日

日本学術会議問題を考える学者・市民の会主催

「学問の自由は守られるのかー新学術会議法成立を受けてー」

明治大学リバティタワー

佐藤 学（東京大学名誉教授）

（第19期（2003年）ー第22期（2014年）会員、第20期第一部副部長、第22期部長）

# 日本学術会議問題の経緯

## 1948年 日本学術会議法

## 1949年創設「学者の国会」

1956年 日本学士院独立

科学技術の国家政策：

1959年科学技術会議、2001年総合科学技術会議、2014年総合科学技術イノベーション会議

7部構成、会員選考は自由立候補と投票制、研究連絡委員会が科研費の審査委員を推薦。

## 1983年 日本学術会議法改正

研連が「推薦人と会員候補」を推薦し推薦委員会が候補者を決定し、内閣総理大臣に推薦して任命される。「登録学術研究団体」制度

## 2004年 日本学術会議法改正（2005年発足）

1998年「中央省庁改革基本法」学術会議存続の危機（総務庁）  
2003年総合科学技術会議で吉川構想が承認される。（1999年世界科学会議「フタペスト宣言」当時吉川氏は国際科学会議（ICSU）会長）2005年から現行の日本学術会議発足。

コオプテーション、3部構成、連携会員、「協力学術研究団体」など。

日本学術会議と総合科学技術会議は「車の両輪」、科学者共同体、科学者の「ユニークボイス」による政策提言。

2010年から「マスタープラン」（2014, 2017, 2020, 2023）

2015年、内閣府有識者会議最終報告：現行の組織形態は「ふさわしいのであり」「これを変える積極的な理由は見出しにくい。」

2014年 内閣府会員105名の推薦理由説明を要望。

2015年 防衛相「安全保障技術研究推進制度」発足

2016年 補充人事3名で内閣府事前説明要求。補充されず。（学術会議つぶし」の起点（人事と財政）。

2017年 学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」

2017年学術会議117名の名簿提出。

2018年 補充人事に内閣府は難色。補充せず。

2020年6月（安倍政権）、9月（菅政権）の杉田メモ「外すべき者」

2020年10月 菅首相による会員候補者6名任命拒否。学術会議「要望書」提出。

2020年12月 自民党PT「日本学術会議の改革に向けた提言」

2021年4月 学術会議「5要件」総会決議

2022年12月 内閣府法案準備、翌年4月岸田内閣法案の国会提出断念。

2023年8月 内閣府有識者懇談会発足

2024年12月 有識者懇談会最終報告

2025年3月 法人化法案作成

2025年4月 学術会議56名連名決議案決議、「修正を求める」総会決議案決議

2025年6月 法案衆議院審議成立、参議院審議成立

2025年6月26日 日本学術会議設立委員会第一回会議

# 法人化と権力介入の展開

## <法人化>案

- ① 2003年総合科学技術会議「国家的な存在根拠と財政基盤を受けた独立の法人とすることが理想像」
- ② 2015年日本経済団体連合会産業技術委員会「日本学術会議のあり方の見直しに向けて」公益社団法人or 国立大学法人のような特別の法人、③国立研究開発法人型の独立行政法人。

しかし、2020年12月の自民党PT案以降の「法人化」案は、それらとは非連続の「法人化」案。

自民党PT案、有識者懇談会の「法人化」は、「科学者の総意」（科学者共同体）を基盤とする「法人化」ではなく、「国民の総意」という詭弁で、もっぱら日本学術会議を人事、運営、組織における権力介入を制度化するための「法人化」である。

新法は「特殊法人」を選択して権力介入を法制的に正当化した。

## <権力介入の新段階>

- ① 2004年法改正の直前、日本学術会議は存続の危機に直面していたが、存続に尽力したのは自民党の良識派と総合技術会議であった。今回、自民党も総合科学技術会議も「日本学術会議つぶし」に突っ走った。（安倍政治の延長線上に新法の成立がある）。
- ② 安倍派の政治家と一部官僚は2020年の6名任命拒否を契機に一気に「学術会議つぶし」「学術総動員体制づくり」を画策していたに違いない。予期せぬメディア報道と市民の運動で、この目論見は頓挫した。
- ③ 6名任命拒否によって日本学術会議問題は一挙に「政治化」した。内閣府と国会およびメディアにおいても「政治化」した。（デマの氾濫、ルサンチマンの爆発、「学問の自由（自律）」からの離脱、科学者の分断）
- ④ 岸田首相、石破首相は「党内政治」を優先し、学術会議問題に対して「沈黙」を保った。
- ⑤ 「学問の自由」が顧みられなくなり、学問へのリスペクトが失われ、「国益」だけが最優先され、民主主義が機能しない社会において、アカデミーはどこに存在基盤を持ちうるのだろうか。

# 新法案成立過程における問題—個人的意見—

## <内閣府と有識者懇談会>

- ① 内閣府にも有識者懇談会にも「アカデミー」を理解している人は一人もいなかった。「アカデミー」の価値を認識している人も一人もいなかった。
- ② 内閣府も有識者懇談会も「自民党PT案」（安倍派の改革構想）に固執し続け、その枠組みを一步も出なかった。
- ③ 内閣府も有識者懇談会も学術会議の声を一顧だにしなかった。
- ④ 担当大臣（5人）は任命拒否直後に井上担当大臣は学術会議に顔を出し対応したが、その後誰もが沈黙し、事務担当に徹すべき笹川武室長が学術会議総会でも有識者懇談会でも担当大臣や座長以上の権力を行使した。

## <市民社会とメディア>

- ① 任命拒否直後には、日本学術会議問題への関心が一挙に高まり、新聞、テレビ共に報道し千を超える団体が抗議声明を発したが、新・学術会議法の強行に対しては、一部メディアや学協会や市民団体以外は、それほどの関心を示さなかった。5年間で、日本社会の保守化と全体主義化は想像以上に進行していた。
- ② 「学者・市民の会」の活動は決定的に重要だった。「学者・市民の会」の活動がなければ、悲惨な展開になっていただろう。

## <日本学術会議>

- ① 2024年12月まで日本学術会議は「5要件」を掲げて内閣府と対峙していた。しかし12月以降、その対決姿勢は内部から崩れ始める。
- ② 第26期の学術会議の政府との対応に、いくつか問題があった（個人的意見）。①有識者懇談会を内閣府との交渉の舞台にしたこと（有識者懇談会は無視していい存在）、政府との交渉は担当大臣および首相とすべきであった。②政府との交渉を「コア会議」を中心に議論したこと。運営規則にのっとって幹事会と部会と総会で議論すべきであった。この二つの運営上の問題から、笹川武の思惑とペースにはまり込んでしまった。
- ③ 元会長6名の連帯と努力は貴重であり、敬意を表したい。（2023,2,4, 2024.6, 2025, 2. 4. 5, 6）

# 「アカデミー」としての存続は可能か

10年間におよぶ日本学術会議への権力介入の政治的意図は、「アカデミーつぶし」（日本学術会議は戦後民主主義の最後の砦）と「学術総動員体制」の構築（軍拡路線の学術体制）。

① アカデミーは「科学者の総意」（科学者共同体）を基礎としており、政治権力からの独立と自律を生命線としている。今後、人事と運営の「独立性」と「自律性」をどう保持し貫いてゆくか。

② アカデミーは科学者共同体の代表である。その基盤となる科学者共同体をどう組織していくか。新法は「部」も「分野」の組織も定めておらず、「連携会員」も「学協会」も考慮していない。

③ 政府の意図は「総合科学技術イノベーション基本計画」（国策）（現在第6次＝30兆円、民間も含め120兆円）の「学術総動員体制」に日本学術会議を組み込んで（シンクタンクとして活用し）軍拡路線を突き進むことにある。その一連の動きに対してどう抵抗し、アカデミー（科学者共同体）と市民社会の連帯を築くことができるのか。